

# 白小クラブ 規約

施行日 平成9年04月01日

改正日〔第17版〕平成30年02月17日

(名称及び事務所)

第1条 本チームの名称は、『白小クラブ』（以下、「本野球クラブ」という。）と称し、事務所を代表宅に置く。

(目的)

第2条 本野球クラブは、小学生の親睦を図り、少年野球を通じ健全な育成、体位の向上並びにスポーツマン精神の涵養を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 1. 本野球クラブは、白子小学校並びに下新倉小学校を通学区域とする小学生を対象に、心身ともに健康で野球を愛好する「小学生」（以下、「部員」という。）及び「保護者」並びに「指導者」をもって組織する。  
2. 本野球クラブは、埼玉県スポーツ少年団並びに和光市スポーツ少年団に加入するものとする。

(活動)

第4条 本野球クラブは、目的達成のため、次の活動を行う。

1. 各種大会への参加
2. 練習及びレクリエーション
3. 地域貢献活動
4. その他、目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本野球クラブに、次の役員を置く。

役員	人数	備考
代表	1名	
副代表	若干名	
理事	若干名	
顧問	若干名	
監督	2～3名	[高学年・5年生・低学年等]
コーチ	4～6名	[背番号 29番・28番]
会計	1名	
監事	1名	
代表母	2～3名	[高学年・低学年]

(役員任命・解任権)

第6条 役員任命及び解任権は、次のとおりとする。

1. 代表は、「副代表」「理事」「顧問」の任命・解任権を有する。
2. 代表は、「監督」「登録指導者」の任命・解任権を有する。
3. 「背番号コーチ」任命は、代表から「監督」に委任することもできる。
4. 「会計」「監事」「代表母」は、保護者より選出される。

(役員承認)

第7条 役員は、総会で承認を得ることとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

1. 代表は、本野球クラブを代表し、統括・運営に当たる。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その職務を代理する。
3. 監督及びコーチは、野球技術面を担当し、練習及び試合において部員を統率する。  
コーチは、監督不在・事故ある時は、その職務を代理する。  
高学年監督がチーム活動を統括する。5年・低学年監督はその補助をする。
4. 会計は、本野球クラブの会計一切を司る。
5. 監事は、会計を監査する。

6. 代表母は、本野球クラブの活動の事務業務を行う。

(役員の実任範囲)

第9条 役員はクラブ活動中、最善にして細心の注意のもとに監督指導に努めるも、その間における部員の不慮の事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(事故の保証)

第10条 部員は全て財団法人「スポーツ安全協会傷害保険」に加入し、そこで定める一口までの範囲で傷害事故の保証とする。  
またこれ以外に任意の民間保険に加入する場合もある。  
保険料は加入時の料金を支払う。

(役員の実名)

第11条 役員及び指導者は、本野球クラブの対面を汚し、主旨に反し規約を犯したと判断されると認められる場合、除名等の処分が出来る。

(役員の実任)

第12条 役員の実任は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(総会の開催)

第13条 総会は、本野球クラブの最高決議機関であり、部員の保護者及び指導者をもって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。  
但し、委任状をもって出席に代えることができる。  
議長は、代表とする。

(総会の決議)

第14条 総会は、原則として代表の招集により開催日が決定し、次の事項を決定する。  
(1) 成績及び事業計画の報告  
(2) 会計報告  
(3) 会計(予算)の承認  
(4) 役員の実任  
(5) 規約の改正  
(6) その他必要事項

(総会の臨時招集)

第15条 臨時総会は、代表が必要と認めた時に、招集することが出来る。

(役員会の開催)

第16条 役員会は、総会で付議決定する事項及び承認を求める事項を審議し、2分の1以上の出席をもって成立する。

(役員会の臨時招集)

第17条 役員会は、代表が必要と認めた時に、臨時に招集することが出来る。

(コーチ会議)

第18条 コーチ会議は、監督が必要と認めた時に招集し、次の事項を決定する。  
(1) 練習日程の編成  
(2) 試合の渉外  
(3) 用具の補強・整備  
(4) その他運営に関する必要事項

(本野球クラブ活動の運営者の任命・解任権)

第19条 代表は、本野球クラブの運営のための下記担当の任命・解任権を有する。

1. 和光市少年野球連盟登録派遣審判員
2. 和光市少年野球連盟事務局
3. その他運営に関する必要業務

(会計)

第20条 本野球クラブの経費は、部費・加入金・寄附金等の収入をもって充てる。  
管理する口座名は「白小クラブ」とし、保管は役員（会計）とする。

(部費)

第21条 部費は、1ヶ月2,500円とする。

但し、本野球クラブ活動の参加が1日でもあれば1ヶ月分の部費が発生する。

それぞれ2ヶ月分を、4・6・8・10・12月及び2月に納入するものとする。

部費は、各試合登録料、備品購入等に充てる。

但し、本野球クラブ運営に際し、必要ある時は別途集金することもある。

尚、6年生の年明けの部費は1ヶ月1,300円とし、徴収は1・2月分までとする。

(加入金)

第22条 本野球クラブに加入しようとする者は、加入金2,000円を納入するものとする。

(会計年)

第23条 本野球クラブの会計年は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる。

(部員の加入)

第24条 本野球クラブに加入しようとする部員は、所定の加入申込書を監督並びに代表に提出する。  
加入申込書は別に定める。

この他、本野球クラブ活動に関する準備品等は担当係より通知される。

(個人情報保護)

第25条 前条の加入申込書にある、緊急連絡先（住所、電話番号）については、本野球クラブ活動に関するものに使用する。

本野球クラブ活動以外での第三者に対する提供は一切行わない。

(仮入部)

第26条 本野球クラブに、入部を検討されるご家庭は、最長1ヶ月までの仮入部期間もしくはその月末迄とする。

仮入部を認める者は、第3条第1項に定める者とする。

その場合、その期間のスポーツ保険に個人負担として加入をしていただく。

(1) 本入部された時は、対象年度末までの対象とする

(2) 本入部しない時は、返金しないこととする

(仮入部の例外)

第27条 本野球クラブに、入部を検討される未就学児の受け入れについては、卒園年度となる3月からとする。

その場合、その期間のスポーツ保険に加入をしていただく。

(1) 本入部された時は、対象年度末までの対象とする

(2) 本入部しない時は、返金しないこととする

それ以外の期間の体験・仮入部は受け付けない。

(保険加入と負担)

第28条 本野球クラブの部員及び指導者は、「財団法人スポーツ安全協会」のスポーツ保険に加入するものとする。

費用負担区分	負担先
部員	部費
指導者（OB）	部費
指導者（現役）	部費

尚、「指導者（OB）」とは在籍する部員が卒団した（父兄）指導者を指す。

（部員の休部）

第29条 本野球クラブを休部しようとする部員は、所定の休部届を前月末までに監督並びに代表に提出する。

休部届は別に定める。

その期間は、基本3ヶ月以内とし、部費は発生しない。

（部員の脱退）

第30条 本野球クラブに脱退しようとする部員は、所定の退部届を前月末までに監督並びに代表に提出する。

退部届は別に定める。

（部員の卒団）

第31条 本野球クラブの卒団者には、卒団式を開催する。

その時期は、原則毎年3月とする。

（クラブ活動への参加）

第32条 本野球クラブ活動への参加の手段は、原則、徒歩とする。

但し、保護者の車等による送迎も可とする。

（自転車の使用）

第33条 前条による参加手段として、5年生以上は自転車での参加を認める。

但し、保護者からの同意書提出による、「自転車講習」を受講した部員のみとする。

（慶弔の取扱い）

第34条 本野球クラブに在籍する部員、指導者、保護者、役員を対象に下記の事由発生時に対応する。その全ては代表の決裁により決定される。

1. 慶事	本野球クラブの指導者の結婚・出産等慶事の時 5,000円
2. 弔事	5,000円 その他外郭団体に関係することは代表に一任とする。
3. 見舞金	(イ) 病気等で1週間以上入院をした場合 3,000円
	(ロ) クラブ活動中に、本野球クラブ以外の人に怪我をさせた時 5,000円
	(ハ) 火災・風水害等ご自宅が災害に遭われた時 3,000円

以上

## 【附則】

本野球クラブは、平成9年春、「コンドルス」、「シルバーナイン」「白子球友ライオンズ」の3チームが合併により創立された少年野球チームです。

それに伴い、本規約は、平成9年4月1日から施行、適用する。

〔本規約の改正〕

- |      |      |  |
|------|------|--|
| 第2版  | 第17条 | 平成10年4月5日総会において、部費の徴収を3ヶ月徴収から偶数月徴収に改正<br>平成10年6月1日より適用                             |
| 第3版  | 第21条 | 平成11年3月28日総会において、活動を円滑にするための細則を別に定める。<br>平成11年4月5日施行、平成11年4月1日より適用                 |
| 第4版  | 第17条 | 平成11年4月4日総会において、部費1ヶ月1,000円を1,300円に改正<br>平成11年4月1日より適用                             |
| 第5版  | 第17条 | 平成12年3月11日総会において、加入金1,000円を2,000円に改正、施<br>平成12年4月1日より適用                            |
| 第6版  | 第18条 | 平成12年6月10日臨時総会において、会計年4月1日より3月31日を、1月1日<br>12月末日に改正、施行<br>平成12年度会計より適用             |
| 第7版  | 第6条  | 平成13年2月11日総会において、(3)監督2名を3名、(4)コーチをコーチ〔29<br>28番〕に改正、施行<br>平成13年1月1日より適用           |
| 第8版  | 第17条 | 平成16年2月21日総会において、部費1,300円を1,500円に改正、施行<br>平成16年4月1日より適用                            |
| 第9版  | 第6条  | 平成18年2月18日総会において、(2)副代表1名を若干名に改正、(3)理事職を<br>新設、施行<br>平成18年4月1日より適用                 |
| 第10版 | 第17条 | 平成19年2月17日総会において、加入金2,000円を2,500円に改正、施<br>平成19年3月1日より適用                            |
| 第11版 | 第6条  | 平成20年2月16日総会において、(3)理事1名を若干名に改正、施行<br>平成20年3月1日より適用                                |
| 第12版 | 第17条 | 平成21年3月8日臨時総会において、加入金2,500円を2,600円に改正<br>平成21年4月1日より適用                             |
| 第13版 | 第17条 | 平成24年2月19日総会において、加入金2,600円を2,800円に改正、施<br>平成24年4月1日より適用                            |
| 第14版 | 第3条他 | 平成28年4月3日臨時総会において、和光市立下新倉小学校新設による組織、<br>加入の他、活動を円滑にするための細則を改正、施行。<br>平成28年4月1日より適用 |

- 第15版 第3条他 平成29年2月18日総会において、現況活動における条文に改正、施行  
平成29年2月18日より適用
- 第16版 第21条 平成29年12月9日総会において、部費1,500円を2,500円に改正、施行  
平成29年度6年生は平成30年1・2月分の部費は800円とする。  
第29条 休部期間を「基本3ヶ月以内」「部費は発生しない」と改正、施行  
平成30年1月1日より適用
- 第17版 第28条 平成30年2月17日総会において、保険加入に関する「部員」と「指導者（現役）」  
部費負担に改正、施行  
平成30年2月17日より適用

二、施行

二、施行

行

より

番・

行

二、施行

行



分を